

「日本研究」の哲学的根拠
— War Guilt Information Program の超克—

Philosophical Rationale behind ‘Japan Studies’:
How We can Overcome the WGIP

齋 孝 則
Takanori SAI

If you examine the textbooks of Japan from elementary school to senior high school, you will most often notice the lack of Japan. Some textbooks, for instance, use the term ‘the inhabitants of Japanese archipelago’ without the clear mention that they are our ancestors. In that case ‘the inhabitants’ remain foreign to us Japanese people. Others say ‘Yamato Administration was established in ~’ but never tell when Japan was established. If you write the history of a university, you will surely write when it was established. If you do not know when Japan was established, why do you not refer to the Japanese mythology where it is clearly mentioned? Or simply write that you do not know when Japan was exactly established.

Before the World War II, Japan existed in the textbooks but it does not today. What brought about this big change? The Occupation policy by the GHQ, or the General Headquarters, did. To put it more concrete, the change was caused by the two things: one was ‘Press Code for Japan.’ And the other was WGIP, or the War Guilt Information Program. Needless to say that the aim of the program was to instill in Japanese people’s mind the sense of guilt over the war. How did they actually do this? They did this with a textbook entitled *Historical Articles On The Pacific War*. The author insists that the militarists of Japan, (not the United States of America,) are definitely guilty of the war.

We, therefore, need to overcome the WGIP and define the philosophical rationale for the better description of Japan. They are: 1) properly place the Japanese mythology in the history of Japan; 2) properly place the name of ‘Japan’ in the history of Japan; 3) properly place ‘tenno’ in the history of Japan; 4) make good the unwritten description in terms of war, which country dropped the atomic bomb, how the spirits of the dead soldiers are treated now; 5) make good the unwritten description in terms of the Occupation: Press Code for Japan, and the War Guilt Information Program, 6) carefully examine the appropriateness of the historical terms such as the War of the Pacific; the Ningen-sengen; Class-A war criminal; and emperor (to mean tenno).

はじめに

桜花学園大学学芸学部英語学科では平成28（2016）年度にカリキュラムを改訂した際、

2年次に学部必修科目として「日本研究」を置いた。それは日本では異文化理解や異文化コミュニケーションについてはその必要性がよく論じられるが、肝心の日本や日本の神話、日本人、日本文化への理解の必要性が十分認識されていないと考えたからである。実際この学芸学部にあっても、日本のことをしっかり学ばせるべきだとの意見が活発に出され議論されることはほとんどなかった。一方、学芸学部では「海外英語実習Ⅰ」という科目が必修となっており、学生全員が1年次の終わりには海外へ行きホームステイをする。その際、学生たちはホストファミリー、その他海外の方たちから日本のことを聞かれてもしっかり答えられない。学生たちは英語力の不足に加え、日本のことを知らないという事実を改めて自覚する。学生たちにはその自覚に立って英語を学び、日本について学んで貰いたい。これが本学部が「日本研究」を必修科目として設置した実用的、実際の根拠である。

しかし、このことは若い学生たちだけの話では恐らくない。そもそもなぜ現代の日本では、日本や日本の神話、日本人、日本文化への理解の必要性が十分認識されていないのだろうか、日本のことをしっかり学ばせるべきだとの意見が多く議論されることがないのだろうか。学生たちのことを云々する前に、教える立場にある我々の側に何か根本的な問題、哲学的な問題があるのではないか。それを明確にし、「日本研究」という科目の哲学的根拠を考えることを通して、大げさではあるが従来日本の教育に欠けていた哲学的根拠を確立する一助となること、これが本稿の狙いである。

1

何故現代の日本では、日本や日本の神話、日本人、日本文化の理解の必要性が十分認識されていないのだろうか。この問いを解くのに、「日本」「神話」「この国／国家」「天皇」等の語を手掛かりに戦前の教科書および現在の小学校、中学校、高等学校の歴史の教科書（の抜粋）を検討してみたい。

(1) 有賀長雄『國史教科書 上』（三省堂）

明治35年に出版されたこの本は「中学校第一第二年の國史教科書」である（「緒言」より）。上下2巻からなるので、中学1年で上巻、2年で下巻を学んだものと思われる（当時の旧制中学校は12歳で入学したので、現代の中学生と同年齢である）。上巻は全30章からなり、第一章は「神代 皇基の遼遠」と題されている。「神代 天皇が国家を統治する基礎ははるか遠い昔にさかのぼる」ほどの意味であろうか。第一章一節の全文を引く。

天壤無窮の神勅 萬世一系の天皇此の国を統治し給ふことはかの『豊葦原瑞穂国は吾が子孫の君たるべき国なり。汝皇孫ゆきて治せ。寶祚の隆えまさんこと天壤と共に、窮り無かるべし』との神勅に始まる。いで、その由来を述べん(1)（下線部、筆者。以下同じ）。

ちなみにカギ括弧内の言葉は『日本書紀』に記されたアマテラスのニニギに対する降臨の神勅を指す。「万世一系の天皇が此の国を統治なさることは、あのアマテラスの神勅に始まる」、ここには天皇による「此の国」すなわち日本統治の根拠が明確に記されている。さらに「第二章 神武天皇」の第四節「帝業大成」では大倭（やまと）一円を平定した磐余彦（イワレヒコ。後の神武天皇（諡））が、正月、初代の「天皇の位にお即きになった」。この年を「紀元元年」とする、ということが記されている。このようにこの明治時代の歴史の教科書には、神話を含めて、日本という国がいつ（紀元元年正月）どのように成立したのか（イワレヒコが大和一円を平定して統一国家が成立）、最初の天皇がどなたか（神武天皇）、天皇が日本を統治する根拠は何か（アマテラスの神勅）などが中学生に分かるように明確に書かれている。少なくとも明治時代の後期には日本や日本人、日本文化への理解の必要性が明確に認識されていたと言えるだろう。

(2) 安島健 等編『六年生の修身』（大阪宝文館）

「編輯者の挨拶」によれば、昭和5年に出版された「この本に書いてあることは、みんなほんたうにあつた事柄」であり、「今の人のお話は、この本にあるとほりの名の方々が、皆さん（小学6年生。筆者注）と同じ年の頃に、じつさいに行つた事ばかり」だという。最初の文章は「愛國魂」という題で窪田茂男君という靴屋の男の子の話である。彼は店に入ってきた水兵さんに「活潑に擧手の禮をして、にこにこして迎える」。

『やあ、相變らず元氣だね。悪いのでいいが、刷子を一つくれないか。』

『お生憎様ですが、家には悪い刷子はございません。お値段は安くても、みんな良いブラシばかりで……………。』

こんな機転の利く窪田君がいかに商売上手で、病弱な母を助ける孝行息子かなどのエピソードなどが描かれたあと、昭和2年3月2日、授業の終わった午後2時頃、運動場に沿った細い坂道を二人の外国人が登っているのを窪田君が他の生徒たちと見る話になる。舞台は港町の門司市。外国人を見るのは珍しくないが、町外れの学校裏の雑木山は「外国人の行く用のあるところ」ではない。二人の外国人は眼下に見える門司港のそこここをステッキで指し、揚句に写真機をとり出して、写し始めた様子。七八人の生徒は外国人の傍へ行き二人を取り巻いている。

けれども唯一人、窪田茂男君だけは、この場の様子をはつきり見てとるや否や、決心の臍をきりりとあげて、一寸の猶豫もあらばこそ、韋駄天走りに坂道を駆け下りました。

門司港一带は下関要塞地帯といって、国防上絶対秘密にしている地域の一部であった。門司港の写真をとることはどんな日本人でも厳重に禁じられており、門司市に住んでいる人が知らない筈はない。生徒たちも先生から教えられていたに違いないが、物珍しい外国人なのでうっかり忘れたらしい。しかし、窪田君は違った。彼が「息せき切って門司憲兵分遣所に駆けつけ」て通報した結果、憲兵たちは苦労の末に2名を探し出し、厳しい取り調べの結果、学校裏で撮影した写真の原版12枚をそっくり取り上げた。この2名の外国人は「假に日本を次の戦争の相手ときめて、日本を目の敵にしてゐる或る大國の人であつた」。「ほんに危いところで、茂男君の機轉と愛國心によつて、危い瀬戸際で日本の軍事上の秘密が保たれることのできたのは、實に幸であつたと言はねばなりません」。この小学6年生用の修身の教科書のお陰で、我々は昭和の初期にこの福岡県門司市古城小学校6年生の窪田茂男君のような日本人がいたこと、日頃の機轉がいざという時の機轉や行動につながることを、そして昭和初期の日本では、日本や日本人、国の理解の必要性が十分認識されていたこと、などを知ることが出来る。

(3) 『小学 社会6上』(教育出版)

上記の教科書が出版されてから約90年、平成31年発行のこの本は「小学校社会科用」の教科書(小学6年生対象)である。「もくじ」には「① 日本の歴史」とあり、この「6上」一冊が「日本の歴史」を扱っていることが分かる。けれどもこの現代の歴史の教科書には、日本という国がいつどのように成立したのか、最初の天皇がどなたかなどは書かれていない。「大阪府堺市にある大仙古墳は、5世紀の中ごろにつくられた、日本で最大の前方後円墳です」(18)とあって、「日本」という言葉が初めて登場する。けれども、この前後のどこにも日本という国の成り立ちについては書かれていない。次のページには大和朝廷という言葉も出てくるが、それと日本の関係も不明である(19)。さらに進むと「大和朝廷ができ、国土を統一していった過程を、古墳からわかることをもとに説明しましょう」というまとめの問題がある(21)。「大和朝廷ができ、国土を統一し」ていったというのだが、これだけ読んでもそれが日本が成立したということなのかどうかは判別できない。この教科書には「日本の歴史」というタイトルを持ちながら、日本がいつ、どのように成立したかが書かれていないのだ。しかるに、少し先のコラムには次のような一節がある。

天皇中心の国の仕組みが整った8世紀の初め、朝廷は、日本の成り立ちを国の内外に示すため、「古事記」や「日本書紀」という歴史の本を完成させました。この中には、ヤマトタケルの話のように、国が統一されていく物語も収められています。これは神話といわれ、すべてが真実ではありませんが、国の成り立ちや、この時代の人々の考えを知る手がかりになります(27)。

日本の成り立ちや、この時代の人々の考えを知る手がかりは、この教科書（『小学社会6上』）には書かれていない。ヤマトタケルの話も書かれていない。書かれているのは「8世紀の初め、朝廷が完成させた」「古事記」や「日本書紀」という歴史の本は「日本の成り立ち」が「取められて」いるので、「手がかりになります」ということだけである。それでいいのだろうか。この教科書自体が「国の成り立ちや、この時代の人々の考えを」示すべきではないのだろうか。ちなみに「小学校学習指導要領（平成29年度告示）」には「次の事項を身に付けることができるよう指導する。（中略）（ア）…むらからくへと変化したことを理解すること。その際、神話・伝承を手掛かりに、国の形成に関する考え方などに関心を持つこと。」（58）とある。

（4）『新しい社会 歴史』（東京書籍）

平成31年発行のこの本は「中学校社会科用」の教科書である。第2章2節の1には「日本列島の誕生と縄文文化」が書かれている（32-33）。ここでは「日本」という呼称はなくて「日本列島」という呼称が使われている。また、「日本人」はなくて「日本列島の人々」「縄文時代の人々」である。続く2節の2には「弥生文化と邪馬台国」が書かれている（34-35）。ここでも「日本人」は登場せず、「人々」が使われている。ところが、ここで一瞬「日本」が登場する（もともと武器であった銅剣や銅矛も、日本では、銅鏡や銅鐸と同じように云々）（34）。しかし、すぐ新しい呼び名が登場する。

3世紀になると、中国では後漢が減び、魏、蜀、呉の三国に分かれて争いました（三国時代）。そのころ、倭には邪馬台国という国があり、魏に朝貢しました（35）。

そして、3節の1の「聖徳太子の政治改革」に至り、知らぬうちに「日本」に戻る（朝鮮半島では（中略）併合しました。（改行）このころ日本では、（後略））（38）。ちなみにこの教科書では、王朝名が後漢、隋、唐などと変わっても「中国」という戦後になって使われるようになった呼称を終始使用している。しかるに、日本の方の呼称は一定しない。一体、日本はいつ成立したのか。「中国では後漢が減んだと書くのであれば、「倭には」ではなく「日本には邪馬台国という国があり」と書くべきであろう。残念ながらこの教科書には日本という国がいつ、どのように成立したのか、最初の天皇がどなたか、天皇が日本を統治する根拠は何かなどについて一切記述がない。自分の国がいつ、どのように成立したかも書かれていない日本不在の教科書を読んで、日本や日本人、日本文化への理解が育まれるだろうか。

（5）『新しい歴史教科書』（自由社）

同じく平成31年発行のこの本は「中学校社会科」の教科書である。第1章第1節の2には「自然の恵みと縄文文化」が書かれている。この本でも、まだここでは「日本」という呼称はなくて「日本列島」という呼称が使われている。また、最初は「日本列島の人々」ない

し「人々」という言い方が使われる (30)。しかし、2のまとめの段落には以下のような記述も見られる。

(前略) 縄文時代は、平和で安定した社会がつづき、日本人のおだやかな性格と日本文化の基礎が育まれたと考えられる (31)。

続く「和の文化」縄文」というコラムにも「私たちの祖先である縄文の人々は、「和の文明」とも呼べるこのようなおだやかな社会を築いていたのです」という記述がある (33)。縄文時代の人々を日本人と呼び、私たちの祖先と呼んでいるのである。さらに、同じ第1章第2節の8「神話が語る国の始まり」には、次のように記述している、「日本の国の成り立ちは、8世紀に完成した日本でもっとも古い歴史書である『古事記』『日本書紀』に、神話の形で書かれている」(44)。そうして、高天原に神々があらわれたことから、イザナキ・イザナミによる国生み、イザナキの禊ぎ、アマテラスの誕生、スサノオの伝説、天孫降臨、オオクニヌシのニニギへの国譲り、イワレヒコの初代天皇としての即位を描き、大和朝廷の始まりまでの流れを描いて日本の国の成り立ちを、明確に示している。さらに途中では、アマテラスが日本の最高神であり皇室の祖先神であることや、イワレヒコが初代天皇に即位した日が建国記念の日の由来となっていることなど、日本の神話と歴史に関わる根本的な事実への言及もある(但し、イワレヒコについて「初代の神武天皇として即位した」(45)という記述は正確でない。『国史教科書 上』にも書かれているように、「天皇の位に即」いたなどと書くべきであった。「神武天皇」というのは諡だからである。これは基本的なミスである)。

いずれにせよ、天皇が日本を統治する根拠こそ示されていないながら、日本という国がいつ、どのように成立したのか、最初の天皇がどなたか、などが中学生に分かるように明確に書かれている。このような教科書で学べば、日本や日本の神話、日本人、日本文化への理解は自ずと深まるであろう。

(6) 『詳説 日本史』(山川出版社)

同じく平成31年発行のこの本は「高等学校 地理歴史科用」の教科書である。この教科書では国名の記し方に一貫性が見られる。王朝や国はあっても国家という概念がなかった時代については、中国大陸、朝鮮半島、日本列島などの用語が概ね的確に使われている。また、ヤマト政権の成立と前後して、「日本」や「日本人」などの表記が見られる。

とは言え、この本は日本という国がいつ、どのように成立したのか、最初の天皇がどなたかなどは何も教えてくれない。神話については欄外に2行、以下のような解説があるだけである、「神話は、創世の神々と国生みをはじめとして、天孫降臨、神武天皇の「東征」、日本武尊の地方制圧などの物語が律令国家の立場から編まれており、そのまま史実とはいえない」

(55)。しかし、ルビこそ振っているが「創世の神々」とは何か。「国生み」とは何か。「天孫降臨」とは何か。「神武天皇の「東征」とは何か。そもそも「神武天皇」とは誰か。「日本武尊の地方制圧」とは何か。「日本武尊」とは誰か。「律令国家の立場から編まれており」とはどういうことか。どこにも解説はない。おまけに最後に「そのまま史実とはいえない」などと書かれたら誰も神話に興味を持つことはできない。そうすることがこの教科書の狙いなのかもしれない。

(7) 『最新 日本史』(名成社)

平成28年発行のこの本も「高等学校 地理歴史科用」の教科書である。第一編の第二段落にはこうある、「現在の日本人は縄文人との連続性が認められ、生物学的な日本人の原型は縄文時代に形成されたと考えられる。その後、日本の文化の基層をなして、今日までの文化の流れに決定的な影響を与えているのは、弥生時代の稲作文化である」(7)。このように、これから学ぼうとする縄文や弥生と現代とのつながりを指摘してくれれば、みな興味を持って読むことができるだろう。

また、この教科書には「統一国家の成立」、「日本の建国伝承」などの見出しがあり、初代天皇の即位についても明確な言及がある。しかしながら、本文を仔細に読むと「そして、遅くとも四世紀半ばまでには、この大和朝廷によって国土統一が達成され、その勢力は関東から九州北部にまで及んでいたと考えられる。大和朝廷は、皇室の宗教的権威を背景として、武力や財力を蓄え、その支配を四方に及ぼした」という書き方なのである。「国土統一が達成され」は「統一国家が成立し」と書くべきであろう。国の成り立ちを表すには「国土統一が達成され」などという中途半端な記述ではいけないのである。どうしても歴史学的には「国土統一が達成され」が限界なのであれば、その時こそ神話を利用すれば良い。「『日本書紀』によれば、「東征して数年。大和一元は平定に帰し、イワレヒコは皇都を定め、辛酉の年正月天皇の位についた。すなわち神話によれば、この時、統一国家が成立したのである」のようになぜ書かないのか。この教科書には「神話や伝説は、世界中どの民族においても、古代人の精神生活を物語る重要な文化遺産である」(22)という見事な指摘もある。ところが、残念なことに、あとはただ物語のあらすじのみ述べていて、例えば「古事記」や「日本書紀」などを活用し、歴史的な背景や編纂の意図を踏まえて、資料から歴史上の事実を読み解く方法を考える」(解説212)といった工夫は見られない。

(8) まとめ

「何故日本では、日本や日本の神話、日本人、日本文化への理解の必要性が十分認識されていないのだろうか」という問いを立てて、小学校から高等学校までの教科書7点を見てきた。その結果、以下のことが明らかになった。

1) 少なくとも明治後期の教科書『国史教科書 上』や昭和初期の教科書『六年生の修身』

を見る限り、上のような問いは全く無意味だ。この時代、日本や日本人、日本文化への理解の必要性は十分認識されていた、と考えられる。

- 2) 現代の小学生用教科書『小学 社会 6 上』（教育出版）では部分的に「日本や日本人、日本文化への理解の必要性」が認識され、神話は「国の成り立ちや、この時代の人々の考えを知る手がかりにな」と明言されている。しかし全体的には「大和朝廷ができ、国土を統一していった過程を、古墳からわかることをもとに説明しましょう」から分かるように考古学に依拠している。神話を重視する教科書は国の成り立ちを書くが、神話を軽視する教科書は古墳について書く。
- 3) 現代の中学生用教科書には、日本や日本人、日本文化への理解の必要性が十分認識されているものといえないものがある。認識されている方の教科書は、認識されていない方の教科書に比べ、神話の扱いはるかに充実し、結果的に日本の国の成り立ちをはじめ、日本や日本人、日本文化への理解の必要性が十分認識されている。
- 4) 現代の高校生用教科書にも、日本や日本人、日本文化への理解の必要性が認識されているものといえないものがある。しかし、こちらは認識されている方の教科書と、認識されていない方の教科書の差はわずかである。認識されている方の教科書でも、神話の重要性を本気で認識しておらず、認識されていない方の教科書に至っては、神話に関する記述は欄外のわずか2行だからである。

これを要するに、神話を歴史の中にきちんと位置づけていた明治後期や昭和初期には、日本や日本人、日本文化への理解の必要性は十分認識され、それが教科書に反映していた。ところが神話の位置づけが曖昧になった現代にあっては、日本や日本人、日本文化への理解の必要性は十分認識されず、それが教科書に反映している、ということである。

2

では、明治後期や昭和初期には歴史の中にきちんと位置づけられていた神話が、現代において位置づけが曖昧になったのはなぜか。日本や日本の神話、日本人、日本文化への理解の必要性が必ずしも認識されなくなったのはなぜか。実はその恐るべき理由は大変はっきりしているのだが、まだ十分知られていない。しかし、それは「まだ十分知られていない」などと言っていれば済むようなレベルの話ではない。特に教育に関わる者が知らないでは許されないレベルの問題であり、克服しなければ日本の戦後が終わらないほどの大問題である。その存在を初めて世に知らしめたのは現在『閉された言語空間 占領軍の検閲と戦後日本』（1994）としてまとめられている江藤淳の文章であった。その骨子は、周到に準備され執拗かつ徹底的に実施された占領軍の「検閲と宣伝計画の構造が、日本の言論機関と教育体制に定着され、維持されるようになれば、CCD（民間検閲支隊。筆者注）が消滅し、占領が終

了したのちになっても、日本人のアイデンティティと歴史への信頼は、いつまでも内部崩壊を続け、また同時にいつ何時でも国際的検閲の脅威に曝され得る」(345。下線、筆者)というものであった。

占領軍の「検閲と宣伝計画」について江藤は言う、

(前略) ここで特筆しておかなければならないのは、CCDの提供する確度の高い情報にもとづいて、CI & E (民間情報教育局。筆者注)が、「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム (戦争についての罪悪感を日本人の心に植えつけるための宣伝計画。以下、WGIP)」なるものを、数次にわたって極めて強力に展開していたという事実である (261)。

このCI & Eが「ウォー・ギルト」活動を開始したのは、昭和20年10月2日付の次の一般命令第4号の文言に基づく、

各層の日本人に、彼らの敗北と戦争に関する罪、現在および将来の日本の苦難と窮乏に対する軍国主義者の責任、連合国の軍事占領の理由と目的を、周知徹底せしめること (263)

そうして昭和20年12月8日、CI & Eの準備した『太平洋戦争史』の連載企画の第一回が掲載され、「以後ほとんどあらゆる日本の日刊紙に連載された」(CI & E。263)という。以下に『太平洋戦争史』(*Historical Articles On The Pacific War*)の文章を引く。なお、この本には「聯合軍總司令部民間情報教育局資料提供」との添え書きがあり、言うまでもなく翻訳書である。「中屋健弑譯」とある。

日本の軍国主義者が國民に對して犯した罪は枚舉に暇がないほどであるが、そのうち幾分かは既に公表されてゐるものの、その多くは未だ白日の下に曝されておらず、時のたつに従つて次々に動かすことの出来ぬやうな明瞭な資料によつて發表されて行くことにならう。これによつて始めて日本の戦争犯罪史は検閲の鉢を受けることもなく、また戦争犯罪者達に氣兼ねすることもなく詳細に且つ完全に曝露されるであらう (9。第1章序言、冒頭部)。

今や、日本國民が今次戦争の完全なる歴史を知ることは絶対に必要である。日本國民はこれによつて、如何にして敗れたか、又何故に軍国主義によつてかかる悲惨な目に遭は

ねばならぬかを理解することが出来よう。これによつてのみ日本國民は軍國主義的行爲に反抗し國際平和社會の一員としての國家を再建するための知識と氣力とを持ち得るのである（13。同上。結部）。

最初の原子爆弾

八月六日、爆弾は投下された。TNT 二萬トン破壊力を有するこの一弾は廣島の兵器廠都市の六十パーセントを一掃してしまつた。偵察寫眞によれば六・九平方哩の同市の四・一平方哩が完全に粉碎され、同地区の五つの主要工業目標は吹き飛び、他は「完全に破壊された地域」の外にあつたため損害のみを蒙つた。爆弾投下の後四時間に亘つて塵埃と煙が市中を包み、市外數ヶ所に火災發生が認められる程度であつたので、直ちにその損害の程度を見極めようとする事は不可能な有様だつた（156-7）。

第二回の原子爆弾

八月九日、戰略航空隊は第二回の原子爆弾を、今度は長崎に投下した。これは廣島の爆弾よりも遙かに大きな破壊力と火災を起さしめた。長崎の爆發の煙は五萬呎も空中に立ち昇り、百七十五哩以上の遠方から望見された（157）。

自分たちの戦争犯罪に関する言い逃れと、二度の原爆投下についての記事の不誠実さは言語を絶する。片やこの連載についての江藤の解説は正確で、しかも分かりやすい、「そこにはまず、「日本の軍國主義者」と「国民」とを対立させようという意図が潜められ、この対立を仮構することによって、実際には日本と連合国、特に日本と米国とのあいだの戦いであつた大戦を、現実には存在しなかつた「軍國主義者」と「国民」とのあいだの戦いにすり替えようとする底意が秘められている」（270）。

占領終了後、すでに一世代以上が経過しているというのに、いまだに CI & E の宣伝文書の言葉を、いつまでもおうむ返しに繰り返してつづけているのは、考えようによっては天下の奇観というほかないが、これは一つには戦後日本の歴史記述の大部分が、『太平洋戦争史』で規定されたパラダイムを、依然として墨守してつづけているためであり、さらにはそのような歴史記述をテキストとして教育された戦後生まれの世代が、次第に社会の中堅を占めつつあるためである（272）。

江藤がこう書いてから、さらに一世代以上が経過し、江藤の言う「戦後生まれの世代」が社会の中堅を去りつつある令和元年の今もなお、日本人自身は CI & E の宣伝文書の言葉を「い

つまでもおうむ返しに繰り返しつづけ」てはいないだろうか。「日本人のアイデンティティと歴史への信頼は、いつまでも内部崩壊を続け、また同時にいつ何時でも国際的検閲の脅威に曝され」てはいないだろうか。言い換えれば、「戦後日本の歴史記述の大部分が、『太平洋戦争史』で規定されたパラダイムを、依然として墨守しつづけ」という、言わば自己洗脳を繰り返してきたことが、今日に至ってもなお、神話の位置づけが得られず、日本や日本人、日本文化への理解の必要性が認識されなくなった根本の理由だったのである。

3

前節において述べたように、神話が現代においてしかるべき位置づけが得られず、日本や日本人、日本文化への理解の必要性が認識されなくなった最大の理由は、「戦後日本の歴史記述の大部分が、『太平洋戦争史』で規定されたパラダイムを、依然として墨守しつづけ」という、言わば自己洗脳を繰り返してきたからだ。これこそ教える立場にある我々の側の根本的な問題、哲学的な問題である。そこを明確にした上で、「日本研究」の哲学的根拠を確立すること、そしてその作業を通して、大げさではあるが現代日本の教育に哲学的根拠を確立する一助となること、これが本節の目標である。日本の「言論機関と教育体制」が戦後何と70年以上にわたって墨守してきたものを一から見直すことは容易ではないが、第1節でも見たように、『新しい歴史教科書』や『最新日本史』のような新たな動きがあることに加え、明治・大正・昭和初期の力強い先例もある。

(1) 神話を歴史の中に位置づける

「神話は…そのまま史実とはいえない」（詳説55）と書く教科書もあるが、それでは、歴史は史実だけを書いていけばいいのだろうか。史実のみが日本の歴史を知る手がかりなのだろうか。神話は日本や日本人を理解する上で強力な手がかりになる。国生みの際、イザナキがイザナミにわざわざ「生むこといかに」と相談したのは、いかにも日本人らしい。黄泉の国を脱出したイザナキが目や鼻を洗って禊をしたエピソードは、日本文化そのものである。オオクニヌシがいなばのしろうさぎを助ける話は弱き者へのいたわりを描いてやはり日本である。それなのに、30項目ものプレスコードを出した占領軍とその占領政策を否定すらせず、現代の我々までもが歴史から神話を締め出す必要はどこにあるのか。イザナキやイザナミを教科書に載せると軍国主義が復活するのか。広く諸外国の教科書を見るが良い。日本人は神話不在の歴史から脱却、神話を歴史の中に位置づけなければならない。

(2) 「日本」という国名を歴史の中に位置づける

日本の成り立ちについて述べたところ（第1節）で書いたように、日本の歴史教科書の多くは国の成り立ちのような根本的な事柄に触れない。国際的にもまことに珍しいことと言わなければならない。また8世紀に成立した『日本書紀』を持ち出すまでもなく、「日本」と

いう国名はどんなに遅く見積もっても8世紀初頭には定められていたはずであり、この国名が1300年以上に亘って続いていることは、日本の歴史教科書の必須項目と言って良いはずだ。日本人は「日本」という国名を歴史の中に位置づけなければならない。

(3) 天皇の存在を歴史の中に位置づける

イ) 神話や日本と並んで、戦後の歴史教科書には天皇が不在である。果たして天皇不在の日本史はあり得るか。国の歴史を語るには国の成り立ちを説明する必要があるように、初代の天皇は歴史の中に位置づけるべきであろう。史実、史実と言うが、日本最古の正史である『日本書紀』の記述を使って、「神話によれば、(あるいは『日本書紀』によれば)歴史上初代の天皇は…」と書けば、何も問題はない。仁徳天皇も同様である。「民のかまど」も読まずに天皇陵の大きさのみ習うのが歴史教育なのであるか。

ロ) また、小学校の教科書にも見える「昭和天皇」の名が本文にも索引にも登場しない高等学校の教科書があるのである。終戦直後から足掛け9年に及ぶ全国巡幸に出かけられた昭和天皇や、被災地ならびに遠く海外への慰霊の旅を続けられた上皇陛下、上皇后陛下は、いずれも日本の天皇というもののあるべき姿を追求し、厳しい状況にある日本国民に寄り添い続けてこられた。こうした足跡を記さないのは、記せば「神国日本の宣伝」になるからなのか。一体いつまで我々はアメリカ軍の占領政策の支配下に留まり続けるのか。

日本人は天皇の存在を歴史の中に位置づけなければならない。

(4) 戦争に関わって欠落している記述を補う

イ) 原爆投下を「20世紀最大の戦争犯罪」と的確に記述した教科書もある(自由248)。言うもおろか、原爆を投下したのはアメリカ軍である。けれども良く見るとそれを明記していない、あるいはぼかしている教科書が多数存在する。そこを明記しないことは、アメリカではなく日本の軍国主義者が日本に敗戦の悲劇をもたらしたのだとする『太平洋戦争史』とGHQの狙いを、結果的に承認し受け入れていることになるのである。

ロ) 支那事変から対米戦争に及ぶ大東亜戦争においては約230万人の軍人と約80万人の民間人が亡くなった。民間人の犠牲者に関する記述は様々になされているが、戦争に赴いて命を落とした英霊にまつわる記述がほとんど見当たらないのはなぜか。余りにバランスを欠いていないか。(6)のハ)で記すように、もはやA級戦犯も戦争犯罪者もいない。いるのは戦争に赴いて命を落とした230万柱の英霊である。その英霊が靖国神社において「靖国の神々」として祀られていることを記すことは、戦争を賛美することになるのか。断じてそうではない。英霊について記すことは、英霊と日本の名誉を守り、英霊を慰霊することになるのだ。

(5) 占領に関わって欠落している記述を補う

第2節で述べたように、占領軍による占領は戦後の日本社会に決定的な影響をもたらし、その悪しき影響は戦後70年余り経った今日も報道と教育の世界に色濃く残っている。その

大本とも言える「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム（戦争についての罪悪感を日本人の心に植えつけるための宣伝計画）」とプレスコードについて知り考えるための記述は、日本の近現代史の記述にとって不可欠である。占領軍が禁止した30項目の一覧は必須項目である。その齎した弊害の深刻さを思えば、決して欄外にプレスコードについて2行程度の記述をするだけで済ませられるような軽微な事柄ではない。

(6) 歴史用語の適切性を慎重に吟味する

イ) 「太平洋戦争」

昭和20年12月15日、「連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第3号」なる指令により、突如「大東亜戦争」という呼称は禁止され、代わりに「太平洋戦争」という呼称が導入された（言うまでもないことだが、「太平洋戦争」を戦った日本人は一人もいない。皆、「大東亜戦争」を戦ったからである）。今は無論、占領軍はいなくなった。しかしだからと言って占領が終わったと本当に言えるだろうか。「太平洋戦争」の呼称を用いるよう指令した主体が去って何年も経つのに、その指令のまま相変わらず「太平洋戦争」なる呼称を使い続けるということは、言わば自らの意思で自発的にアメリカの占領下に留まっているようなものである。これは明らかにおかしいのではないか。我々はもっと歴史用語の適切性を慎重に吟味すべきであろう。ちなみに「太平洋戦争」という呼称が2、3の教科書において「大東亜戦争（太平洋戦争）」「大東亜戦争（いわゆる太平洋戦争）」という表記がなされているのは、大学受験を控える高校生への配慮として必要なことである。

なお、この呼称については平成13年8月の第152回国会で「一般的でない名称（大東亜戦争。筆者、注）が主に記載され、一般的な名称（太平洋戦争。筆者、注）がカッコ書きされているのは適当と考えるか」との書面質問があった（主意書三）。それに対する政府の回答は「現在一般的には「太平洋戦争」と呼ばれていることが理解できる記述となっている（大東亜戦争（太平洋戦争）。筆者、注）ことから（中略）これを許容することとしたところである」であった（答弁一の（9）について）。一般的であることが理解できるから（「大東亜戦争」と呼ぶことを）「許容する」と政府みずからが言う。「許容する」、何という思い上がった言い方だろうか。これが日本の現状なのである）。

ロ) 「人間宣言」

これは占領軍が指令した呼称ではない。初めから日本人の何者かが占領期間中、極めて意図的に広めた呼称である。もともと昭和21年1月1日付の官報号外によって発布された、本文989字の昭和天皇の詔書が元になっている。冒頭部分は、以下の通り。

茲ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ明治天皇明治ノ初國是トシテ五箇條ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。
日ク、

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

叡旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス。

すなわち、新年を迎えるに当たり、明治天皇が国是として五箇条の御誓文を賜ったことを顧みて、朕はここに誓いを新たにして国運を開こうと欲している、という書き出しである。続けて、「戦争の敗北に終わりたる結果」、様々な困難があることは「深憂に堪え」ない。しかし朕となんじら国民との間の強い絆は相互の信頼と敬愛によって結ばれ、単なる神話と伝説とによって生じたものではない。天皇をもって現御神とし、且つ日本国民をもって他の民族に優越する民族だから世界を支配する運命を持つとの架空の観念に基づくものでもない云々（下線、筆者）。詔書はこのように結ぶ。

一年ノ計ハ年頭ニ在リ、朕ハ朕ノ信頼スル國民ガ朕ト其ノ心ヲ一ニシテ、自ラ奮ヒ自ラ勵マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ。

日本国民に対する、天皇陛下のかかる信頼と敬愛と激励の文章をどう読めば、「人間宣言」などと呼べるのであろうか。無反省にそのような悪意に満ちた名称を使う前に、なぜ冒頭に五箇条の御誓文が全文引用されているかを考えないのか。しかるに次のように書く教科書すらあるのだ、「1946（昭和21）年元旦、昭和天皇はいわゆる人間宣言をおこなって、「現御神」としての天皇の神格をみずから否定した」（詳説371）。詔書のどこにも「人間」も「宣言」も「神格」も「否定」も使われていない。だが、ひとたび広まった用語を、教師も教科書もよく考えもせず、安易に使うものである。我々はもっと歴史用語の適切性を慎重に吟味すべきであらう。

ハ) 「A級戦犯／戦争犯罪者」

これは Class-A war criminal あるいは war criminal の訳語であり、極東国際軍事裁判所において実際に使われた用語である。造語ではない。もちろん、この裁判はGHQが行なったWGIPと揆を一にしたものであり、すこぶる問題の多いものであったが、「戦争犯罪者」なる者は戦後の一時期確かに存在した。大切なことは昭和28（1953）年8月3日の衆議院本会議での「戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議」の可決等4回の国会決議と関係諸国の対応により、A級戦犯は昭和31年に、B・C級戦犯は昭和33年までに赦免、釈放された

いう事実である。言い換えれば、極東国際軍事裁判においてA級を含む戦争犯罪者に有罪の判決があり刑も執行されたが、刑罰の終了をもって受刑者の罪は消滅し、戦犯の名誉は回復しており、A級戦犯を含めもはや戦争犯罪者はいないのである。昭和28(1953)年に「戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議」が「国会で決議された」と書いた教科書もあり(最新271)、それはその通りであり書かないよりは遥かに正しいが、国会決議の結果、受刑者たちの罪が消滅し、名誉が回復したというところまで書かなければ、本当の意味は伝わらない。ことは当事者及び国の名誉に関わる。我々はもっと歴史用語の適切性を慎重に吟味すべきであろう。

二) “emperor”

「天皇」の訳語である。これまた、誤りが迂闊にも広まった忌まわしい例の一つである。天皇の存在を歴史の中から排除した日本にあっては、天皇が古来権威の象徴であって権力とは基本的に無縁だったということ、ほとんどの日本人はよく分かっていない。それゆえ、辞書を引いて“emperor”とあれば、疑うこともせず素直にそれを受け入れてしまう。まして、日本について不案内な外国人なら“emperor”と聞いて、疑うこともないだろう。だが、言うまでもなく“emperor”は皇帝、皇帝は一般に絶対的権力者である。しかし、大日本帝国憲法の下にあってさえ、天皇は“emperor”のような絶対的権力者ではなかった。ましてや今日、天皇を“emperor”と呼ぶのは大間違いと言わなければならない。真に文化的な用語は通常訳せないのだから、単に“tenno”と言うか“His Highness”など敬称で呼ぶべきであろう。我々はもっと歴史用語の適切性を慎重に吟味すべきであろう。

おわりに

本稿では、小中高で使われている教科書の研究を通して、現代の日本の歴史教育には神話、日本、天皇が不在であること、その根本的理由が、戦後70年経った今も、日本人が占領軍のWGIPという恐るべき宣伝計画の影響下にあるからだということを明らかにし、「日本研究」の哲学的根拠とするとともに、この現状を乗り越えていくに必要な哲学的根拠を、次の通り6点示した。

- (1) 神話を歴史の中に位置づける
- (2) 「日本」という国名を歴史の中に位置づける
- (3) 天皇の存在を歴史の中に位置づける
- (4) 戦争に関わって欠落している記述(原爆を投下した主体。戦死した軍人と英霊)を補う
- (5) 占領に関わって欠落している記述(WGIP。プレス・コード)を補う
- (6) 歴史用語(太平洋戦争、人間宣言、A級戦犯/戦争犯罪者、“emperor”)の適切性を慎重に吟味する

どれひとつ取っても簡単なものはない。何しろ文部科学省ですら「大東亜戦争」と書くことを「許容する」などと口走る途方も無い時代である。戦後70年間続いてきたかかる悪弊を取り除くのは想像を絶する大事業だが、昭和天皇のお言葉をお借りするなら、「自ら奮い自ら励まし、もってこの大業を成就」したいと思う。

引用文献

- 1 有賀長雄『國史教科書上巻』、三省堂、明治35（1902）年、doi: 10.11501/769291
- 2 安島健等編『六年生の修身』大阪宝文館、昭和5（1930）年、doi: 10.11501/1717352
- 3 『小学 社会 6 上』教育出版、平成31（2019）年
- 4 文部科学省『小学校学習指導要領（平成29年告示）』、平成29（2017）年
- 5 『新しい社会 歴史』東京書籍、平成31（2019）年
- 6 『新しい歴史教科書』自由社、平成31（2019）年
- 7 『詳説 日本史』山川出版社、平成31（2019）年
- 8 『最新 日本史』名成社、平成28（2016）年
- 9 文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説』、平成30（2018）年
- 10 江藤淳『閉された言語空間 占領軍の検閲と戦後日本』文春文庫、平成6（1994）年
- 11 『太平洋戦争史 —奉天事件より無条件降伏まで—（聯合軍總司令部民間情報教育局資料提供）』高山書院、中屋健弑譯、*Historical Articles On The Pacific War*、昭和21（1946）年
- 12 「大東亜戦争」と靖国神社に関する質問主意書、[www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdf/a152015.pdf/\\$File/a152015.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdf/a152015.pdf/$File/a152015.pdf)
- 13 衆議院議員保坂展人君提出「大東亜戦争」と靖国神社に関する質問に対する答弁書、www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b152015.htm
- 14 新日本建設ニ関する詔書、www.digital.archives.go.jp/das/image/F00000000000000043789
- 15 戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議、kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/016/0512/01608030512035c.html